

## 京都大学大学院農学研究科附属農場の移転等に係る覚書

国立大学法人京都大学（以下「甲」という。）、高槻市（以下「乙」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「丙」という。）とは、京都大学大学院農学研究科附属農場（本場）及び隣接する京都大学高槻職員宿舎（以下これらを「農場」という。）の移転並びに農場の跡地における安満遺跡芝生公園等整備（以下「公園等整備」という。）の事業化に向けて、次のとおり覚書を交換する。

## （基本フレーム）

- 第1条 甲は、丙が施行する木津中央特定土地区画整理事業の事業地区内の用地（以下「新農場用地」という。）（別図1）に農場を移転することとし、丙は、甲にその代替用地となる新農場用地を、甲の要望する造成形状で譲渡するものとする。
- 2 乙は、甲が移転することとしている農場の跡地（別図2）を活用して、公園等整備を行うものとし、甲は、このために必要となる土地を乙に譲渡するものとする。
- 3 乙は、丙に防災公園街区整備事業の事業要請を行い、丙が当該事業を実施すると判断した場合には、甲は、丙に農場の跡地のうち当該事業に必要となる土地（以下「防災公園事業用地」という。）を譲渡するものとする。なお、丙は、当該事業完了後に、これを乙に引き渡すものとする。
- 4 前各項における譲渡金額については、譲渡契約締結時の鑑定評価額を基準とし、前項に規定する丙から乙へ引き渡す防災公園事業用地については、別に定めるものとする。

## （予定スケジュール）

- 第2条 甲、乙及び丙は、平成22年度末を目途に、新農場用地及び農場の跡地（防災公園事業用地については前条第3項に規定する丙の事業実施判断がなされた場合に限る。）に係る譲渡条件（面積、形状、引渡し時期等）等を確定し、基本協定を締結するものとする。
- 2 前項の規定により確定した新農場用地については、甲丙間で平成23年度末を目途に、譲渡契約を締結するものとする。
- 3 第1項の規定により確定した防災公園事業用地については、甲丙間で平成23年度中を目途に、譲渡契約を締結するものとする。

4 第1項の規定により確定した農場の跡地における前項以外の土地については、甲の農場移転計画に影響を及ぼさないよう、甲乙間で予算状況を加味し、協議の上、譲渡契約を締結するものとする。

(相互協力)

第3条 甲、乙及び丙は、農場の移転並びに農場の跡地における公園等整備の事業化及び新農場用地の造成工事が、それぞれ円滑に進捗するよう相互に協力するものとする。

(その他)

第4条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議の上、別途定めることとする。

この覚書交換の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 京都市左京区吉田本町  
国立大学法人京都大学  
学 長 松 本 紘

乙 大阪府高槻市桃園町2番1号  
高 槻 市  
高槻市長 奥 本 務

丙 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社  
理 事  
支社長 齊 藤 親



木津中央特定土地区画整理事業 区域図



